



平成27年4月から 子ども・子育て支援新制度がスタート

〈幼稚園〉〈保育所〉 入園・入所手続きの流れ

入園・入所手続きに「認定証」が必要になります

幼稚園・保育所の入園・入所申し込み手続きにおいて、平成27年度分（この秋の申請）から「認定証」が必要となります。認定証は、入園・入所申し込み手続きの流れの中で交付を受けます。

*新制度移行を選択しない私立幼稚園は、認定証の交付を受ける必要はありません。認定証の要・不要については、ご利用を希望する施設でご確認ください。

《認定の区分》

- ・満3歳以上で保育の必要のない児童が教育を希望する場合…【1号認定】
利用施設…幼稚園、認定こども園(教育部分)
- ・満3歳以上で「保育を必要とする事由」がある児童が保育を希望する場合…【2号認定】
利用施設…保育所、認定こども園(保育部分)
- ・満3歳未満で「保育を必要とする事由」がある児童が保育を希望する場合…【3号認定】
利用施設…保育所、認定こども園(保育部分)

《保育を必要とする事由》

入園・入所申し込みをする児童の保護者が、次のいずれかに該当する場合があります。

- ①月に60時間を超える就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害 ④同居親族等の介護・看護
⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待・DVのおそれがある ⑨育児休暇取得時に、すでに保育を利用している子がいて継続利用が必要 ⑩その他、前各号に類している状態として村が認める場合

入園・入所申し込み手続きの流れ

入園・入所申し込み手続きは、以下の利用施設により異なります。

《幼稚園、認定こども園(教育部分)》

1. 利用を希望する施設に直接お申し込みください。
2. 施設から入園の内定を受けます。
3. 施設を通じて村へ認定の申請をします。
4. 施設を通じて「認定証」が交付されます。
【1号認定】
5. 施設と契約をしていただきます。

《保育所、認定こども園(保育部分)》

1. お住まいの市町村に「保育の必要性」の認定の申請と施設利用希望の申請をしてください。
2. 「保育を必要とする事由」により保育の必要量を検討し、それに応じた内容の「認定証」が交付されます。【2号認定・3号認定】
3. 申請者の希望や施設の状況等により、市町村が利用調整します。
4. 施設と契約をしていただきます。

その他

- *美浦幼稚園への入園申し込み受付期間は、広報みほ平成26年9月号P11をご覧ください。
- *大谷保育所、木原保育所へ入所希望の方は、役場福祉介護課へお問い合わせください。

《新制度による保育所の入所受付・保育料改正について》

具体的な内容については、国における議論を踏まえながら村で検討を進めています。詳細が決まり次第順次お知らせします。

■問合せ先 役場福祉介護課 ☎885-0340 (内線112) まで